

令和元年10月10日

第19回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年10月10日（木曜日） 午後1時3分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和元年10月10日（木曜日） 午後2時37分

4. 議案

- 議案第95号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第96号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第97号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第98号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第99号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第100号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 報告第62号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第63号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について  
 報告第64号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第65号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の  
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
7番 工藤 隆志	8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光
10番 齊藤 光朗	11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一
13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光
17番 福士 修身	18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

16番 西塚 伸		
----------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	9番 木立 れい子	10番 佐藤 量一
11番 小泉 作郎	13番 石川 正光	15番 野呂 正幸
17番 三上 紘史	19番 成田 貴吉	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	2番 澤田 秀一	5番 木立 忠徳
8番 山田 正樹	12番 斉藤 直美	14番 豊川 明子
16番 天内 輝明	18番 出町 鉄昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡 分室 長	坂本 公平	主 幹	櫻田 正
主 幹	堀内 和之	主 査	福士 和年
主 査	工藤 武	主 事	舘岡 進太郎

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者

●●●● (新規就農者)

吉田 真知子 (農業政策課 担い手支援チーム 技師)

森内 晴也 (農業政策課 担い手支援チーム 技師)

11. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第19回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中18名が出席しております。なお、推進委員の方は、9名が出席しております。以上です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。8番窪寺洋志委員、9番高坂繁光委員の両委員を指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。議案第95号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が8件、賃借権設定が8件、合計16件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権103から110まででございますが、こちらは、労力不足のため、自作地を拡張したい又は経営規模を拡大したい受人へ売却するものでございます。

（工藤榮推進委員 遅れて入場）

○事務局

次に、賃借権 114 から賃借権 116 までについては、労力不足のため、自作地を拡張したい又は経営規模を拡大したい借人へ賃借権を設定するものでございます。

賃借権 117 については、高齢のため、新規に就農したい借人へ賃借権を設定するものでございます。

賃借権 118 から賃借権 121 までについては、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃借権を設定するものです。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」等とおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 103 番から 105 番まで、及び賃借権 114 の審議を行うにあたり、高坂繁光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（高坂繁光委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 103 番から 105 番まで、及び賃借権 114 について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。申請番号が 103 番。一番最初ですけれども、譲受人が有限会社とれたてハウスという風な形になっておりますが、このとれたてハウスの経営内容とか耕作作物とか、お分かりになれば教えて頂きたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、説明お願いします。

○事務局

はい、お答えさせていただきます。有限会社とれたてハウスの経営内容につきましては、畑作及び水田について耕作しているものとなっております。今回の農地につきましては水田です。水田として耕作するという事で許可申請書が上がってきております。以上です。

(三上紘史推進委員 遅れて入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

秋谷委員よろしいですか。畑作は何を付けているのかという質問ありましたけれども、事務局宜しくお願い致します。

○事務局

申し訳ございません。手元に資料を用意してございませんので、畑作の作付け作物については後日回答させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○1 番 (秋谷進委員)

はい、よろしいです。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見ございませんか。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、所有権移転の申請番号 103 番から 105 番まで、及び賃借権 114 について、異議なしと認め、許可することに決定いたします。高坂繁光委員を入場させてください。

(高坂繁光委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

次に、4 ページ目の賃借権の申請番号 115 番の審議を行うにあたり、澤田今日一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(澤田今日一委員 退席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより賃借権の申請番号 115 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べて

ください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
賃借権の申請番号 115 番について、ご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
異議なしと認め、許可することに決定いたします。澤田今日一委員を入場させてください。

(澤田今日一委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、5 ページ目の賃借権の申請番号 118 番から 121 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
これより賃借権の申請番号 118 番から 121 番までについて審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。ございませんか。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
賃借権の申請番号 118 番から 121 番までについて、ご異議ありませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。三上紘史推進委員を入場させてください。

（三上紘史推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に4ページ目の賃借権117番を審議しますが、申請者は、新規就農の方です。本日は、申請者本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議をお願い致します。では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。●●●●と申します。申請に至った理由ですが、私は5年間滝沢地区で野菜作りをしてきました。知人から諏訪沢の●●●●氏を紹介されお話をするうちに、思い切って専業農家としてやっていく事を決断いたしました。JAの新規就農サポートセンターの●●氏の指導や●●●●氏の全面的なご支援のおかげで、新規就農に対しても不安が無く、力強く農業をやっていきたいと思っております。これから頑張っていきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

○●●●●氏

はい、よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問・意見のある委員は述べてください。

○1番（秋谷進委員）

はい。



○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

●●さん、どうもご苦勞様でございます。3 点ほどお伺いしたいと思います。

まずですね、●●さん、たまねぎ・ピーマン・馬鈴薯、野菜作りに取り組むようですが、3 作物合わせた経営収支どうなっているんですか。

2 点目はですね、当初経費厳しいんじゃないかなと考えておりますが、軌道にのるまでは他の職業も考えているんですか。

3 点目ですね、野菜作りで何が一番重要であると考えているか、その辺ですね。3 点ほど教えて頂ければと思います。宜しく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは●●さん、質問にお答えお願いいたします。

○●●●●氏

はい。3 作物の 1 年目は 1,083,400 円収支。5 年目の収支予算は 2,208,800 円を予定しております。

2 つ目の質問なんですけれども、軌道に乗るまでは、●●●●氏のお手伝いというかバイトをさせて頂きながら、そこでのお給料などを生活に当てていきながら農業での利益と合わせて生活していこうと思っています。

3 つ目の質問なんですけれども、野菜作りに関して一番重要だと思っている事はいくつかあると思うんですけれども、自分の今までの中では、病気だったり虫の害など野菜の状況などを細かく見ながら肥料の状態とか追肥の状態とかを細かく見ながら、一生懸命というか、さぼらずというか、そういったものを逐一観察して健康的な野菜を作っていく事が一番大事と思っています。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

秋谷委員よろしいですか。他に質問意見等ございませんか。はい堤委員。

○13 番（堤武久委員）

13 番堤です。滝沢の土地を借りて耕作したって、どこの土地。地権者の名前。畑の。

○●●●●氏

●●様ですね。

○13 番（堤武久委員）

名前なんていうんだ。どの辺だ。

○●●●●氏

●●さん。上滝沢です。

○13 番（堤武久委員）

5年間作った。

○●●●●氏

そうですね。

○13 番（堤武久委員）

そうすれば、どの辺になるか。だいたい。

○●●●●氏

道路沿いなんですけれども、滝沢の。八洲陸運さんの通りを通り沿いに●●様の、●●さん、●●さん、のお宅がありまして、その裏が農地になっていまして。

○13 番（堤武久委員）

墓所の裏辺りにあるの。

○●●●●氏

墓所では無いです。通り沿いです。本当に。

○13 番（堤武久委員）

石川委員わかる。場所。●●●●さんとか。俺たち、地元なものでしょっちゅう滝沢とか行っているんだけど、行き会った事も無いし。

○●●●●氏

そうですか。お家の裏なので、表側でやっていない。

○13 番（堤武久委員）

面積にしてどれくらいですか。

○●●●●氏

200 坪。栗の木とかが。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、堤委員。

○13 番（堤武久委員）

13 番堤です。宮田玉水、●●さんの畑借りるという風になってはいますが、あその真ん中に栗の木、すごいこんなの、何本だ。

○●●●●氏

数えると 16 本ぐらい。

○13 番（堤武久委員）

そんなに。その周りを耕作するとすれば、覚悟的にすごい覚悟でやらないと何も取れなくなってしまうし、すごい草でさ。前に農業委員で見に行った場所なんだ。マイクロバスで行って。野内に行くところ、ずっと歩いて行かせた。あその場所なんだ。●●さんの場所。皆で行ったはずなんだ。3 年位前か。結構、栗の木の面積が結構場所を占めているんだ。日照権とか、日照権でないあの、お日様の当たる関係とかってかなりあるから、気を付けて頑張らないと耕作できない。

○●●●●氏

西側と南側が開けているので、北側の土地がちょっと栗の木の陰になるんですけども、そこは坪数でいうと 100 坪も無いので。西側と南側の道路側っていうんですかね。そこでやったりとかは大丈夫なんじゃないかなと思っております。

○13 番（堤武久委員）

頑張っやれば、あの地方で農地いっぱいあるから、いっぱいあるから俺たちに話せば、俺宮田の人だから。あそこいっぱい土地あるからあっせんしてもいい。もっといい農地がある。

○●●●●氏

ご縁がありまして。ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問意見ございませんか。はい、福士委員。

○17 番（福士修身委員）

17 番福士でございます。頑張っで欲しいんですが、1 点だけご質問いたします。1 ページ目の資料を見れば、出荷先が 100%農協さんになっていますが、2 枚目のピーマン、馬鈴薯、たまねぎのところ見るとですね、包装資材だとか、それから出荷箱だとかこういう物を欄に書いてありますけれど、これは農協さんで出荷する場合は、全部農家さんの方で箱だとか包装紙を準備しなければならないという事ですか。農協さんの方ではそういう出荷用の段ボールとかそういうのは準備してはないという事。

○●●●●氏

私の方ではまだちょっとすみません。そのやりとりはまだしておりません。

○17 番（福士修身委員）

農協さんに出荷する場合は、そのまま出荷してあと農協さんの方で選果するとか、それから包装するという風な流通系統をとると思うのですが、その辺はまだはっきりしてない。

○●●●●氏

そうですね。まだちゃんとは。すみません。

○17 番（福士修身委員）

そうですか。はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○11 番（佐藤紘一委員）

申請の文面で、専業農家として頑張っでいきたい、と書いているんですけど、新規就農の方みんなこういう風に言うんですね。専業農家って。●●さん、色々●●さんからお話は聞いていると思うんですが、専業農家っていうのは漢字見た通りで、農外収入を得ないで農業収入だけで生計を立てるっていうのが普通の考え方です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

すみません、佐藤委員、マイクのスイッチ入っていますか。

○事務局

入っています。

○11 番（佐藤紘一委員）

●●さん、5年間収支計算で、大体簡単に計算して250万。ごめんなさい、220万。専業農家ですから220～230万で、生計がたつというのが、ちょっと無理であろうと。しかも植えたい作物が3品目というのであれば、まず大変だろうと思うんです。収支計算は世間の相場ですから必ずそうなるという事ではないんですが、ただ3品目という事でしかも一回で勝負するにんにく、ああ馬鈴薯ですか。これ一回とれたら、あとはダメっていう訳じゃないですがそれっきり。ただピーマンの場合、一回きりっていうのでなく成長次第で収穫する。いずれにしても、220～230万ではちょっと無理があるという風に思うんです。

そこで提案なんですけど、一作で勝負っていうのではなく、いや一作でいいんです。例えば少量、小さい面積から、いろいろなものを収穫、様々な品種についてその穴埋めとして収入を得るといふ。例えば、玉ねぎは非常に相場にそうそう影響ない作物ですから、しかも労働力もかからない。薬はアブラムシの幼虫のために1回薬をかければずっと収穫まで、簡単に言えば投げていても育つ作物だと。しかも相場にそうそう影響がない。5反ちょっとの面積なんですけど、この中にもう1つ作付けすることによって、もっともっと収益が望めるであろうと思います。面積増やそうと思えば当然、機械力、労働力、経費がかかるんで、これは二の次にして、ある面積から収益を確実にして、そういう考え方をして頑張ってください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問意見ございませんか。それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局から連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。失礼します。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議事参与制限があった所有権移転103番から105番まで、並びに賃借権114番から115番まで、及び賃借権118番から121番までを除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議事参与制限があった所有権移転103番から105番まで、並びに賃借権114番から115番

まで・・・

○9 番（木立れい子推進委員）

議長、すみません。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木立推進委員。

○9 番（木立れい子推進委員）

9 番推進委員の木立れい子です。大変申し訳ないんですけども、仕事のためやむを得ず退席しなければならないので、退席の許可をお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。木立れい子さんの退席を認めます。

○9 番（木立れい子推進委員）

ありがとうございます。

（木立れい子推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは改めまして、議事参与制限があつた所有権移転 103 番から 105 番まで、並びに賃借権 114 番から 115 番まで、及び賃借権 118 番から 121 番までを除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 96 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、浪岡地区の非線引都市計画区域内における自己所有農地の農地転用許可申請1件です。それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第96号関係資料1と記載している資料をご覧ください。申請番号5番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図概要、これは位置図です。4ページ目が案内図詳細、付近見取図でございます。5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用面積を必要とする理由等が記載されてございます。8ページ目が土地の登記簿謄本となっております。

議案第96号関係資料1と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地と考えられますことから、申請地は第1種農地と判断されます。第1種農地と判断されますと、農地転用は原則不許可ですが、例外的に許可できる規定がございまして、「地域の農業の振興に資する施設の用に供する場合」は許可できるものとされています。今回の転用目的は、「乾燥機設備を設置したライスセンターの建設」でありまして、許可できるものに該当するものと判断しました。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第97号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、いずれも農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が3件となっております。青森地区の市街化調整区域における申請が2件、浪岡地区の非線引都市計画区域内における申請が1件と合計3件となっております。それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第97号関係資料1と記載されている資料をご覧ください。申請番号40番案内略図②と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図概要、位置図ですね。4ページ目が案内図詳細、5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページから10ページ目が社会福祉法人長幸会の法人登記簿、11ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更についての通知、これは農地転用しようとしている農地を農用地区域から除外した旨の通知でございます。12ページ目が都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請を行ったことの書面です。

議案第97号関係資料1と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地と考えられますことから、申請地は第1種農地と判断されます。第1種農地と判断されると、農地転用は原則不許可ですが、例外的に許可できる規定があり、「公益性が高いと認められる事業の用に供するため設置されるもので土地収用法により土地を収用し、または使用することができる場合」は許可できるものとされています。そして今回の転用は、「保育園の運動場及び遊戯場の造成」であり、この許可できるものに該当するものと判断し



ました。判断にあたっては、土地収用法により土地を収用できるものの中に社会福祉法上の社会福祉事業があります。保育園の運営は社会福祉法上の第二種社会福祉事業と定められております。本件につきましては、令和元年9月10日付けで、いわゆる農振除外の手続きが完了しております。この手続きの完了を証するのが先程申し上げました、農用地から除外した旨の通知の事でございます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

続きまして、二つ目の案件でございます。右上に議案第97号関係資料2と記載している資料をご覧ください。申請番号41番案内略図③と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図概要、これは位置図のことです。4ページ目が案内図詳細、これは案内図のことです。5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用計画図、7ページから8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページ目が都市計画法第43条に基づく建築許可申請を行ったことを証する書面、10ページ目が給水管引込みに関する法定外公共物占用等許可書です。

議案第97号関係資料2と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、支所機能がある横内市民センターの周囲おおむね500m以内の区域にある農地と考えられますことから、申請地は第2種農地と判断されます。第2種農地と判断されると、農地転用については、他の農地に代えて目的を達成できる、いわゆる代替性がある場合は許可できませんが、この場合も同じく例外的に許可できる規定がございます。「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合」は許可できるものとされております。そして今回の転用は、「住宅」であり、位置的に横内の集落の中にありますので、許可できるものに該当するものと判断いたしました。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。また建物の規模につきましても、建ぺい率が約21.60%となっており、県の基準の20%以上を満たしています。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

続きまして、右上に議案第97号関係資料3と記載されている資料をご覧ください。申請番号42番案内略図④と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が都市計画図兼案内図、4ペー

ジ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。7 ページから 8 ページ目が土地の登記簿謄本、9 ページから 10 ページ目までが法人登記簿となっております。

議案第 97 号関係資料 3 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。

まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画上の用地地域内、これは第 2 種低層住居専用地域となっております。そうした用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と捉えられると、農地転用は許可できるものとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 98 号、99 号は関連がありますので一括審議の議題とします。はい事務局。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が5件、利用権設定が37件、集積計画の面積は、所有権移転が13,913㎡、約1.4ヘクタールでございます。利用権設定が166,971.26㎡、約17ヘクタールとなっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が8ページから9ページ、利用権設定の案が10ページから23ページに記載しております。

今回利用権の件数が多いですが、これは三本木・滝沢地区における基盤整備事業関連で青森県農地中間管理機構が中間管理権を取得することから来ております。これら農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、11ページから23ページの議案第99号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載しております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、8ページ目の申請番号84番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（三上紘史推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号84番の審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

申請番号84番について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。三上紘史推進委員を入場させてください。

(三上紘史推進委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

次に、10 ページ目の申請番号 14 番の審議を行うにあたり、澤田今日一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(澤田今日一委員 退席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、申請番号 14 番の審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

申請番号 14 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定します。澤田今日一委員を入場させてください。

(澤田今日一委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号 84 番及び 14 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

議事参与制限があった申請番号 84 番及び 14 番を除く本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第100号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局  
説明させていただきます。本案につきましては、担当課の農業政策課から農業振興地域整備計画の変更について説明があります。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
それでは農業政策課の職員を入场させていただきます。

(農業政策課 吉田真知子技師、森内晴也技師 入场・着席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
それでは、まず自己紹介をしていただいて、「青森農業振興地域整備計画変更案資料 令和元年10月」の説明をお願いいたします。

(自己紹介)

○農業政策課 吉田真知子技師  
座って説明させていただきます。事前に送付させて頂いております資料が2つありまして、1つ目の変更案という事で、1枚開いて数字がいっぱい載っている表と、黄色い図面がついているもの、これが今回の変更そのものになります。今回ですね、高田地区で農地から農業用施設用地に変更するという事なんですけれども、ちょっと面積が小さいためですね、切り捨ての影響で数字は表面上変わってないような形になっております。変更する部分は黄色い図面、5,000分の1だと見にくいので1,000分の1で載せていますけれども、大きく1筆あるうちの一部を今、黄色く農地として指定がかかっているところを農業用施設用地として今度は赤い色の指定に変えるというものになっております。

この変更に関する詳細については変更案の資料、令和元年10月と書いてあるもう一冊の

方になります。1枚めくって頂いて今回の変更一覧とありますが、1件のみです。用途変更という事で●●●●の●●番。●●番全部で2,334㎡あるんですけども、そのうちの514㎡を今、農地として指定を受けている部分から農業用施設用地として変更します。変更の理由は、農業用施設、格納庫を建設する為という事になっております。もう1枚めくって頂いて、今回の変更に係る申し出の詳細という事で、今回変更の申し出をされた方、この●●番の土地所有者であります高田の●●さん、農家の方です。この場所を選定した理由ですけども、自己所有農地のうちですね、現在すでに転作という事で畑のような形で利用しているため土地の造成等が必要ない事、あと県道にほぼ接している状況という事で車両の出入りが容易である事、農業用施設を建設した際に、周囲の農地に日陰とかが生じるといった影響がほとんど無いといった点を加味しまして、今回の場所を選定しております。土地利用計画に関しましては農業用の倉庫1棟132㎡に、その他法面や通路等の敷地の面積も含めまして514.57㎡を用途変更することになっております。開いて頂いて、見開きで案内図と位置図。高田小学校のわりと近くです。県道にほぼ接していて、県道から小さい橋のようなところを渡ってすぐに入れるような農地になっています。現在ハウスも建っているんですけども、ハウスの一部を撤去して道路に近い部分、入り口側に農業用の格納庫を建てるという事になっています。もう1回めくって頂きますと、土地利用計画図と建物の立面図、さらにもう1枚めくると建物の中でこういった風に資材を格納するかっていう平面図と、最後に現況写真という事で現在の写真が添付されております。説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

「青森農業振興地域整備計画変更案資料 令和元年10月」について、質問意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問・意見ないようですので、農業政策課さん、お疲れ様でした。

（農業政策課 吉田真知子技師、森内晴也技師 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、農業振興地域整備計画が変更となった場合の「農地」についての農地転用許可関係について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可関係について説明いたします。右上に「議案第 100 号関係資料」と記載した資料をご覧ください。

「農業振興地域整備計画変更（用途変更）案件説明」と記載されていますが、変更箇所、申出者、変更理由、変更概要は、先程、農業政策課が説明したとおりでございます。

本案件については、農機具等を収納する農業用倉庫として、建物建築部分も含めて実際に農地転用をする部分が 200 m<sup>2</sup>未満、実際の面積は 197.83 m<sup>2</sup>、この数値は実際に建築等を担当している建築士に確認した数字であり、農地法上許可不要の取扱となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、「青森農業振興地域整備計画変更案資料 令和元年 10 月」について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、「青森農業振興地域整備計画変更案資料 令和元年 10 月」の案件について、異議なしの回答をすることにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 62 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 63 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 7 件となっております。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 64 号を議題とします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 3 件でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）



○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 65 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 3 件です。報告の表中「現況（課税地目）」は「田又は畑」となっているものについては、あくまでも固定資産課税上そうになっている、という趣旨でございまして、実際現地に行くと樹木が多数生えて、森林の状態であることを確認しています。なお、非農地証明書は交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

（前回の月例総会終了後、齊藤光朗委員より、全地区の農地情報を各委員に 3 ヶ月に一度情報提供したらよいのではないかとこの提案があったため、今回より、青森地区・浪岡地区の売買、貸借の情報を 3 ヶ月に一度、各委員に配布する旨説明）

（前回の月例総会時、工藤隆正推進委員から、「人・農地プラン」の件について問い合わせがあったため、農業政策課職員から具体的内容を説明）

（一般財団法人青森県農業会議から送付された、令和元年度農業青色申告指導員等地区別経営指導研修会及び令和元年度第 26 回青森県農業簿記講座の案内について）

（人・農地プラン地域の話し合いの日程希望について）

（11 月 21 日木曜日に開催される青森県農業委員会大会及び懇親会の案内について）

（営農状況・意向調査一覧表の送付）

（次回の月例総会は 11 月 11 日（月）午後 1 時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第 19 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。